

様

高知県公安委員会 印

令和8年度取得時講習業務等の委託に関する高知県公安委員会認定
審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の結果、下記のとおり不適格と認定しましたので通知します。

記

- 1 不適格とした法人
主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名
- 2 不適格とした業務
 - (1) 取得時講習業務
 - (2) 原付講習業務
 - (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
- 3 不適格と判断した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。